令和　８年 11 月 20 日
名古屋木材健康保険組合

事　業　主　様
事務担当者　様

12月の「もっけん」たより

◎　賞与支払届（今月同封）の提出をお忘れなく！

被保険者にボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から５日以内に賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にすべての被保険者に賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。
※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様は賞与不支給報告書の提出は不要です。

◎　e-Gov 環境を活用した電子申請環境への移行時期の見直しについて

この度、厚生労働省より事務連絡が発出され、e-Gov への本格導入時期を変更し、令和９年２月を目指すとされました。当健康保険組合としましても、令和９年２月を目指し確実な導入に向けて取り組んでまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎　健康診断の受診はお済みですか？

従業員の健康診断はお済みでしょうか？例年、受診のタイミングを逃し受けずじまいとなる方がいます。従業員の受診状況を把握し記録することは、万が一労働災害が起こった際に事業所を守ることに繋がります。特に、健診の予約を従業員個人で行っている場合は、受診状況について事業所で把握し、未受診であれば受診勧奨したことを文書等で記録されることをおすすめします。

健診結果が届きましたら、漏れなく当健康保険組合へ写しをご送付いただきますようお願い申し上げます。また、健診の受診先にお困りの事業所様、その他従業員の健康管理等にお困りの事業所様はお気軽にお問い合わせください。